

亀山市いじめ防止基本方針

平成26年1月23日
亀山市教育委員会議決

平成29年2月9日
一部改正

平成29年6月21日
一部改正

令和2年3月19日
一部改正

令和5年5月16日
一部改正

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そこで、亀山市、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年に「亀山市いじめ防止基本方針」を策定した。

その後三重県では、いじめの防止等の対策に関する基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）が平成30年4月に施行された。また、「三重県いじめ防止基本方針」が平成31年3月に条例で規定されている内容を反映し改訂された。さらに、令和4年5月に取りまとめられたいじめの重大事態に係る三重県いじめ対策審議会からの答申や、令和4年8月に、三重県教育委員会と三重県子ども福祉部によるいじめ防止対策ワーキンググループで取りまとめたいじめ防止の対応策を反映した内容にするため、令和5年3月に「三重県いじめ防止基本方針」が改訂された。

こうした経過の中、市の基本方針について、条例、改訂された「三重県いじめ防止基本方針」を反映した内容に改正することとした。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

ア いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを未然に防ぐことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

イ 三重県いじめ防止条例（以下「条例」という。）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習そのほかの活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭そのほかの関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

ウ 亀山市の基本理念

法第3条及び条例第3条に規定されている基本理念の実現に向け、亀山市では、次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に取り組む。

○ いじめが行われなくなることを目標に取り組む。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の外にも目を向け、いじめを未然に防ぐことを目標に取り組む。

○ 児童生徒には、いじめの問題の重要性を理解させる。

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるように取り組む。

○ いじめの問題に正しく向き合う児童生徒を育む。

児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになるよう取り組む。

○ 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組む。

いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、市、学校、地域住民、家庭そのほかの関係者の連携の下、社会総がかりで取り組む。

(2) いじめの定義

法第2条第1項および条例第2条第1項では、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起った時のいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、人間的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずし、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについては、児童生徒の命や安全を守ることを優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめについての基本的な考え方

本市では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進する。

- ・ いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない
- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、またどの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ・ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応する。

- ・「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団作りに努める。
- ・いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、総がかりで取り組むべき問題である。
- ・いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。

2 亀山市のいじめの防止等の対策に係る取組

(1) 亀山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめ防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組について情報交換等を行うため、法の趣旨（法第14条第1項）を踏まえ、「亀山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。構成は、三重県警察の警察官、三重県鈴鹿児童相談所の職員、津地方法務局の職員、教職員、市職員等とする。

(2) 教育委員会調査機関の設置

「亀山市いじめ防止基本方針」に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法の趣旨（法第14条第3項）を踏まえ、亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、「亀山市いじめ問題調査委員会」を設置する。構成は、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

調査機関の機能は、以下が想定される。

- ・いじめ防止等のための有効な対策を検討するため、審議を行う。
- ・亀山市の学校のいじめ事案について、必要に応じて調査を行い問題の解決を図る。
- ・法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この調査機関が行う。

(3) 教育委員会による学校支援

教育委員会は、学校とともに、いじめ問題に関わる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題の早期解決に当たる。

学校は、いじめが発生したら、速やかに教育委員会に一報する。教育委員会は、学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに、事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、指導主事の派遣、スクールカウンセラーの活用等の支援策を、三重県教育委員会、亀山警察署、鈴鹿児童相談所等との連携のもと検討し、いじめ問題の早期解決を図る。

いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報適切に保護するよう留意する。

教育委員会は、児童生徒の指導に係る体制等の充実のための教職員等の配置、心理・福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめ防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者を確保する。また、必要に応じて、弁護士等の専門家と連携して問題解決に向け支援する。

(4) いじめ防止等に係る教職員研修の充実

教職員に対し、三重県教育委員会が実施するいじめ問題に関わる人権教育・生徒指導研修等への積極的な参加を促すとともに、亀山市生徒指導協議会等主催の研修を企画し、教職員のいじめ問題に対する資質能力の向上を図る。また、校内研修会等に指導主事を派遣することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させたり、学校の組織的な生徒指導を推進したりする。

また、学校において、教職員がいじめの防止や児童生徒理解を深めるための研修会や、児童生徒がいじめの防止・早期発見に必要な知識を得たり、いじめを発見した時の対応方法を身に付けたりする学習を促進するための研修を実施する。

さらに、亀山市生徒指導協議会の場を活用し、いじめに関する事例検討を行ったり、問題解決の成功事例を共有したりしながら研修を進め、情報を共有するとともに、学校相互間の連携協力を図る。

(5) いじめの防止等のための啓発活動

教育委員会は、児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめ防止等のために自主的に行う活動を支援する。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、市民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口、及び関係機関と連携を図る。

(6) 道徳教育及び体験活動等の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を作るため、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、学校における児童生徒のネットリテラシーや情報モラルを含む教育を推進する。

(7) 相談体制の充実と周知

アンケート調査や個人面談において、児童生徒自ら SOS を発信すること及びい

じめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することを理解し、いじめ防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するとともに、関係機関・団体等の相談窓口の周知を図る。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

亀山市いじめ等の教育相談窓口

電 話 0595-84-5077

相談日時 月～金（午前9時～午後5時）

また、その他の相談機関を学校を通じて周知する。

「こどもSNS相談みえ」 平日17:00～22:00	QRコードから相談
「いじめ電話相談」 毎日24時間 三重県教育委員会	TEL059-226-3779
「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間 文部科学省	TEL0120-0-78310
「少年相談110番」 平日9:00～17:00 三重県警察	TEL0120-41-7867
「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00	TEL0800-200-2555
「子どもの人権110番」 平日8:30～17:15 法務省	TEL0120-007-110
「こども弁護士ダイヤル」 平日9:00～17:00 三重弁護士会	TEL059-224-7950
「チャイルドライン」 年末年始は休み	TEL0120-99-7777

3 学校のいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国や三重県の基本方針、「亀山市いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対

処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等といったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

（２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

法第２２条で、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を

有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、学校にいじめ防止等の対策に係る組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

ア 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核的となる役割を担う。

① 未然防止

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 学校基本方針に基づく各種取組

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

○学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

イ 組織を設置する上での留意点

① 各学校の「生徒指導部会」「生徒指導委員会」等の既存の組織を活用することは、法の趣旨に反しない。組織の名称は、「いじめ防止対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

② 個々のいじめ事案によって、関係の深い教職員を構成員に追加したり、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有する者を招いたりするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

③ 外部専門家の助言を得つつ機動的に運用ができるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者のみの会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

ウ 組織を運営する上での留意点

① いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを全て報告・相談する。集められ

た情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

- ② 特定の教職員が抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、学校基本方針の取組状況やいじめ事案への対処などについてP D C Aサイクルで検証を行う。
- ③ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査を学校が行う場合は、教育委員会と連携しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの対応を行う。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に取り組むことが必要である。

- ① 全ての児童生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- ② いじめに向かわない態度や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- ④ 児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童生徒に対してその特性の理解を促す取組を行う。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではない

かとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。学校は、児童生徒が悩みや不安をどの教職員にも相談できる体制を整備し、児童生徒にも周知する。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

また、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮する。その際、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。

ウ 措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。いじめを発見または情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに組みむとともに、事案を学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有する。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかか

ならず、教育委員会又は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校におけるいじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

そこで、保護者には、いじめが絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方について、我が子に責任をもって教えていただくよう促す。また、いじめをしない子どもに育つよう成長支援を行うよう促す。

また、保護者は、家庭での子どもの日常生活に関心をもち、いじめのサインを見逃さないようにする姿勢や、子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただく。

いじめの問題が発生した際の対応の過程では、保護者との緊密な連携を図るこ

とが必要で、保護者と一致協力して解決に当たる。

さらには、携帯電話や SNS 等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話や SNS 等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルールづくり等と呼びかける。

(2) 地域の役割

児童生徒が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

児童生徒を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童生徒の課題も多様化するとともに、深刻化・複雑化している。児童生徒が健やかに成長していくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっている。

そこで、学校は、いじめの問題への基本的な方針等をホームページや学校だよりなど様々な方法で公表したり、学校運営協議会や PTA 活動などで取り上げたりするなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめ問題の重要性について、児童生徒、教職員、保護者、地域住民に醸成を図る。

また、保護者や地域住民は、いじめを敏感に察知し、いじめを受けていると思われる様子を認めた時は、迅速に学校等に連絡する等の対応を心がける。

学校は、保護者や地域住民と学校行事や地域行事等を通じて交流を深め、地域全体で児童生徒を見守り、悩みや相談を受け止めることができる教育環境づくりを進める等、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの取組や気運の醸成に取り組む。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第 28 条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとするとして規定されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合

- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査に着手する。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒が転学を申し出た場合には、学校は、その理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合には、直ちに教育委員会に報告する。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

(2) 重大事態発生への報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長及び三重県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態への調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断する。
- ③ 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行う組織

- ① 学校又は教育委員会の調査機関が、当該重大事態に関する調査にあたる。重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。
- ② 不登校重大事態は、原則学校が主体となって調査を行うが、異なる行政機関

との情報交換や連携が必要となる場合は、原則として教育委員会が主体となって調査を行う。また学校が主体となって調査を行う場合であっても、教育委員会は調査が円滑に進むよう積極的に支援する。

ウ 調査結果の提供及び報告

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われたどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。被害児童生徒や保護者が調査を望まない場合であっても、その理由を把握し、被害児童生徒を全力で守ることを最優先とし、どのような調査を行うことができるか、被害児童生徒や保護者と協議する。また、被害児童生徒と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童生徒の意向を確認する機会を確保する必要がある。

また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配

慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(4) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下のア～カの事項について説明すること。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

ア 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

イ 調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

ウ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

エ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

オ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方

法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

カ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ① 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- ② 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- ③ 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。
- ④ 調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ⑤ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

調査を実施するに当たり、以上①～⑤までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

調査により把握した情報の記録は、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

（５）調査結果の提供及び報告

- ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- イ 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- ウ 調査結果については、亀山市長に報告する。
- エ 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する

場合、当該児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、亀山市長へ報告する。

(6) 再調査

- ア 亀山市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- イ 再調査に必要な組織（亀山市いじめ再調査委員会）については、亀山市長が設置する。
- ウ 亀山市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、亀山市長は再調査の結果を議会に報告する。